

令和4年8月10日

新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての
特例措置の解除について（入札関係）

標記の件について、下記のとおり特例措置を解除いたしますのでご確認ください。

記

1. 期間

令和4年8月10日以降の入札から

※栃木県において「まん延防止重点措置」が適用された場合などは、再度特例措置を実施することがございますのでご了承ください。

2. 特例措置の解除

(1) 開札立会について

① 一般競争入札・指名競争入札

・入札者1者につき1名まで立会を認めます。

※立会の際はマスクの着用等の基本的な感染症対策を徹底していただきます。
組合の指示に従わない場合は立会をお断りいたしますのでご注意ください。

② 見積合わせ

・通常の持参の方法で行います。見積合わせ業者は見積書を持参により開札日に
投函し、その場で開札を行います。

※代表者以外が投函する場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。

(2) 事後審査型条件付き一般競争入札における参加申請書の提出方法について

・必要書類を、直接窓口まで持参してください。

(3) 事後審査型条件付き一般競争入札における確認書類の提出方法について

・必要書類を、直接窓口まで持参してください。

(4) 指名競争入札における設計図書の配布方法

・指名通知書を受領後、入札に参加する意思のある業者は電話連絡のうえ組合ま
で取りに来てください。

小山広域保健衛生組合

建設政策課 政策係

0285-22-3228